

S シリーズ

『民法Ⅲ——債権総論〔第4版〕』補遺

2019年1月

(ISBN : 978-4-641-15950-1)

※このたび、本書の第2刷に際しまして「補遺」を作成いたしました。

本書の初刷をお持ちの方は、下記よりご参照ください。

50頁21行目「人身事故に～」以下から51頁4行目までを、以下に差し替える。

人身事故に関してこのような義務を認めることの実益は、①消滅時効と②過失の立証責任の所在にあった。①最高裁の事件では、事故後3年が経過し、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効(旧724条)が完成した後に訴訟が提起されたため、使用者の責任を10年の消滅時効(旧167条1項)にかかる債務不履行とする必要があった。しかし、改正民法は、人の生命・身体という法益の重要性を考慮して、不法行為責任の消滅時効について「3年間」(724条1号)とあるのを「5年間」としたため(724条の2)、同事案に不法行為法の適用が可能となる。そして、債権についても、10年間の消滅時効(166条1項2号)に関しては、人の生命・身体の侵害に基づくものは20年としたほか(167条)、権利の行使が可能であることを知った時から5年間の消滅時効を設けたため(166条1項1号)、消滅時効の点での差異はない。また、②

67頁5行目から11行目を、次のようにする(変更箇所を下線を引く)。

種々の見解がある。たとえば、平成29年改正前における見解ではあるが、被害者保護を重視すると、成立要件に関しては立証責任の点で債務不履行の方が被害者に有利であり(415条・709条)、また、消滅時効に関しては不法行為の方が被害者に有利な場合もあるから(旧166条・旧724条)、成立要件につき債務不履行、時効については場合に応じて被害者に有利な規定による、という一個の損害賠償請求権が発生するとの見解もあった。